

▼傾向と対策

それでは第 37 回目の講義「国民年金法 法改正」の解説を進めていきます。
平成 26 年度から消費税が 5%から 8%に上がり、その増加分を社会保障関係の維持に充てる
ことが可能になったこともあり、多くの箇所が改正があります。

総じて、受給権者の有利な改正になっているので、出題者も出しやすいのではないかと思います。

どうしても、法改正というと神経質になってしましますが、
例えば、遺族の範囲が従来の『子のある妻又は子』から『配偶者又は子』
に大きく改正されています。

遺族に関しては、複数の条文で遺族の範囲が絡んできますが、
単に『子のある妻』の箇所が、『配偶者』に変更になっただけです。

条文を掘り下げて確認していくと正直難解な条文もあり時間ばかりかかってしまいます。
法改正に関しては、他の科目も同じですが、まずは、

- ・ 改正の概略（改正前、改正後や背景）
 - ・ 数字の暗記
 - ・ 新設の法律の場合は、用語の定義
 - ・ 条文はキーワードを意識した学習（選択式対策として）
- を押さえてください。

法改正についての過去の傾向としては、初年度は深く掘り下げた問題は出題されません。
どちらかという様子を見ながら出題しているような状況です。
むしろ昨年の法改正を突っ込んでくる傾向にあります。

いずれにしても、浅く広く学習しながらポイントを押さえていくことが重要です。

▼社労士ルパン先生と総務部にいる社労士を目指すフジ子さんとの会話

「先生、こんにちは。」

「フジ子さん。休憩時間なのに熱心だね。」

「はい。少しでも時間があれば、勉強したいので。」

ところで、先生、年金の法改正が、たくさんあって大変です。』

「そうだね。消費税の増税分を社会保障に振り向けるということなので、目に見える形で年金が改正されたね。」

「こまごまあって、何とかしてほしいです。」

「今回の改正で見ると受給権者に有利に改正された点が目立ちますね。」

「そりゃ、消費税を上げておきながら、給付が押さえられたら国民が黙っていませんからね。ところで、第3号被保険者の不整合期間は、新しい用語が出てきたりで嫌になります。」

「今回の第3号被保険者の不整合期間に関しては、ねんきん定期便により発覚したようなところもあり、何とか受給権者に不利益を生じないように考えていますね。」

「本来、通常夫が退職して、第2号被保険者から第1号になった場合、第3号被保険者である妻自身が、第1号被保険者への種別変更届けをするところを忘れてしまったために生じた問題だから、行政だけの問題でもないんだけど、受給者には相当遠慮した対策になっています。」

「そうですね。」

「いずれにしても、試験対策上は、取りあえず浅く広く、そして少しずつ重要なポイントを深くという流れで学習することをお勧めします。年金だけではないですからね。」

「わかりました。」

▼それでは、まず暗記すべき数字から確認していきます。

毎月支払う保険料額に乗じる保険料改定率と

老齢基礎年金等の年金額に乗じる改定率は、全く別のものということを意識して押さえてください。

(1) 保険料…毎月支払う保険料

年度	法定額	保険料改定率	保険料額
平成25年度	15,820円	0.951	15,040円 ^{注①}
平成26年度	16,100円 (15,820円+280円)	0.947	15,250円 ^{注②}
平成27年度	16,380円 (16,100円+280円)	0.952	15,590円 ^{注③}
平成28年度	16,660円 (16,380円+280円)	未確定	
平成29年度	16,900円	未確定	

(赤字は暗記数字です)

☑ [注① 15,040 円]

● $15,820 \text{ 円} \times 0.951 \doteq 15,044 \text{ 円} \Rightarrow 15,040 \text{ 円}$

☑ [注② 15,250 円]

● $16,100 \text{ 円} \times 0.947 \doteq 15,246 \text{ 円} \Rightarrow 15,250 \text{ 円}$

☑ [注③ 15,590 円]

● $16,380 \text{ 円} \times 0.952 \doteq 15,593 \text{ 円} \Rightarrow 15,590 \text{ 円}$

☑ 上記の端数処理（法 87 条 3 項）

『保険料の額は、法定額に保険料改定率を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）とする。』

(2) 年金額（平成 26 年度）…老齢基礎年金等の受給額

● 本来の年金額 $\Rightarrow 780,200 \text{ 円} \times$ 改定率 (0.985)

平成 16 年改正当時の 780,900 円に改定率^{注①}を乗じて得た額

☑ [注① 改定率]

平成 25 年度の改定率…0.982

平成 26 年度の改定率

$\Rightarrow 0.982 \times 1.003$ （名目手取り変動率） $\doteq 0.985$

☑ 新規裁定者の改定率は、毎年度、名目手取り賃金変動率を基準として改定し、当該年度の 4 月以降の年金たる給付に適用

● 物価スライド特例措置（平成 26 年度）

$\Rightarrow 804,200 \text{ 円} \times$ 物価スライド (0.961) $= 772,800 \text{ 円}$

▼覚える数字のまとめ

内容	
(保険料) 平成 26 年度の保険料改定率	⇒0.947
(保険料) 平成 27 年度の保険料改定率	⇒0.952
(年金額) 平成 26 年度の年金額の改定率	⇒0.985
(年金額) 平成 26 年度の物価スライド特例措置	⇒0.961

(3) 脱退一時金

脱退一時金の額は、保険料の改定により毎年自動的に改定されます。

対象月数	支給額
6 月以上 12 月未満	45,750 円
12 月以上 18 月未満	91,500 円
18 月以上 24 月未満	137,250 円
24 月以上 30 月未満	183,000 円
30 月以上 36 月未満	228,750 円
36 月以上	274,500 円

金額に関しては、

- ・平成 26 年度の保険料額 (15,250 円) × 3 = 45,750 円

残りは、

45,750 円を加算していけば、支給額になります。

- ・91,500 円 = 45,750 円 + 45,750 円

▼支給の繰下げ（法 28 条）

平成 26 年 4 月 1 日施行

[背景]

65 歳から受給する老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給の開始を 66 歳以降（最大 70 歳まで）に遅らせることで増額させる制度が繰り下げ支給の制度になります。

ただし、増額^{注①}できるのは 70 歳までで、それ以降遅らせても増額されることはありません。

65 歳時に送付される裁定請求のハガキを提出しなければ、自動的に繰り下げになるわけですが、その後、年金の支給を開始したい場合は、改めて請求の手続きが必要になります。

(改正前)

☑請求の手続きを忘れてしまい、例えば 72 歳に到達して請求を行った場合

⇒経過した 2 年分については遡っての支給はありませんでした。（2 年分は、損）

(改正後)

☑請求手続きが遅れて 70 歳以降になった場合

⇒ 70 歳時点で遡って請求手続き（70 歳に達した翌月分から年金支給）をしたものとみなすことになりました。

つまり、72 歳で請求した場合は、2 年間分が支給されるということです。

（具体的には、初回の支給日に加算されます。）

☑ [注① 増額]

⇒増額幅は 1 年以上（12 ヶ月）～最大 5 年（60 ヶ月）

1 か月 0.7% 単位で増額⇒108.4%（66 歳受給開始）～142%（70 歳受給開始）

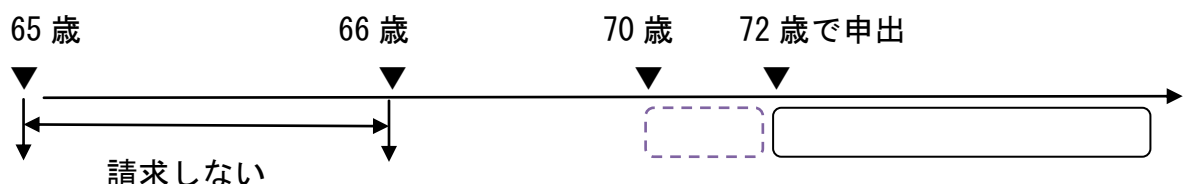
⇒（横断）厚生年金保険法 44 条の 3「繰下げ支給の老齢厚生年金」と共通

(改正前) 老齢基礎年金の支給繰り下げ

⇒70 歳の達した翌月以後に申出があった場合

⇒年金の支給は申出があった翌月から開始

（具体例では、72 歳で申出をした翌月から支給開始）



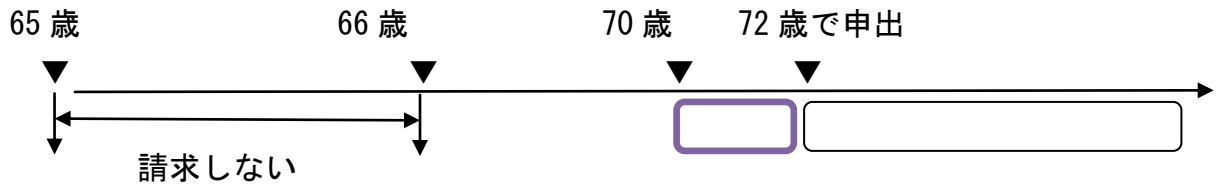
例えば、65 歳から 5 年間繰り下げた場合で 72 歳で申出を行った場合

⇒上記 2 年間 の部分は、受給できなかった。（無駄になる。）

(改正後)

⇒70歳の達した翌月以後に申出があった場合

⇒70歳に達した日に申出があったものとみなす。



改正後は、 の部分も遡って支給されることに。(2年間分が受給できます。)

ただし、平成26年4月1日より前に70歳に到達している場合で

平成26年4月1日以降に遅れて請求した場合、

⇒平成26年5月分からしか年金が支給されません。

☑その他のポイントとしては、年金の受給権の時効は5年間なので、仮に80歳で気が付いても、5年前しか遡れません。

■ (条文…法28条 老齢基礎年金の繰り下げ支給)

『①老齢基礎年金の受給権を有する者であつて 66歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。

ただし、その者が65歳に達したときに、他の年金たる給付(他の年金給付(付加年金を除く。))又は被用者年金各法による年金たる給付(老齢又は退職を支給事由とするものを除く。)の受給権者であつたとき、又は65歳に達した日から66歳に達した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

②66歳に達した日後に下記に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項申出があつたものとみなす。

①70歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者

⇒他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

②70歳に達した日後にある者(①を除く)

⇒70歳に達した日 』

▼保険料納付要件の特例の延長（昭 60 法附則 20 条）

平成 25 年 6 月 26 日施行

7

（改正前）

⇒初診日が平成 28 年 4 月 1 日

（改正後）

⇒初診日が平成 38 年 4 月 1 日

☑障害厚生年金の特例の延長も同じ

☑遺族基礎年金、遺族厚生年金の特例の延長も同じ（初診日⇒死亡日）

▼障害年金の額改定請求に係わる待期期間の一部緩和

平成 26 年 4 月 1 日施行

（背景）

障害基礎年金の受給者は、障害の程度が増進した場合

⇒障害年金の額の改定請求を行うことが可能です。

ただし、改定請求の濫用防止のために、改定請求を行う場合

⇒従前の支給決定があつてから 1 年の待期期間が経過しないと改定請求をすることができませんでした。

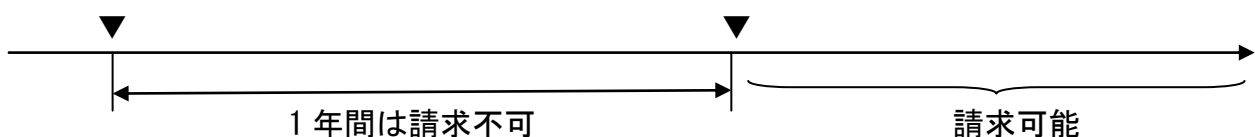
（改正後）

☑障害の程度が増進したことが明らかに確認できる場合

⇒この 1 年の待期期間を待たずに額の改定請求が可能に。

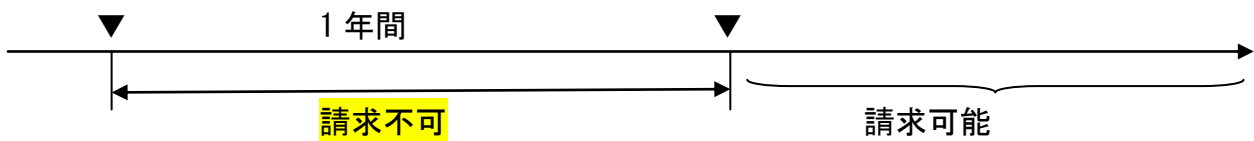
（改正前）

改定請求



(改正後)

改定請求



■ (条文…法 34 条 3 項)

『前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は第 1 項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して 1 年を経過した日後でなければ行うことができない。』

(条文の難しい言い回しですが、『障害の程度が増進 (中略) 厚生労働省令で定める場合を除き』とは、⇒この『 』以外は、従来通り 1 年経過後でなければ請求出来ないということです。)

▼遺族基礎年金の支給対象の拡大 (法 37 条)

平成 26 年 4 月 1 日施行

(改正前)

☑『子のある妻又は子』が遺族の範囲で、母子家庭や一定の要件の子に対しての支給

(改正後)

☑父子家庭にも拡大されました。

☑他の条項も改正がありますが、単純に従来の『子のある妻又は子』⇒『配偶者又は子』つまり、妻が配偶者になっただけです。

■ (条文…法 37 条 遺族基礎年金の支給要件)

『遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。』

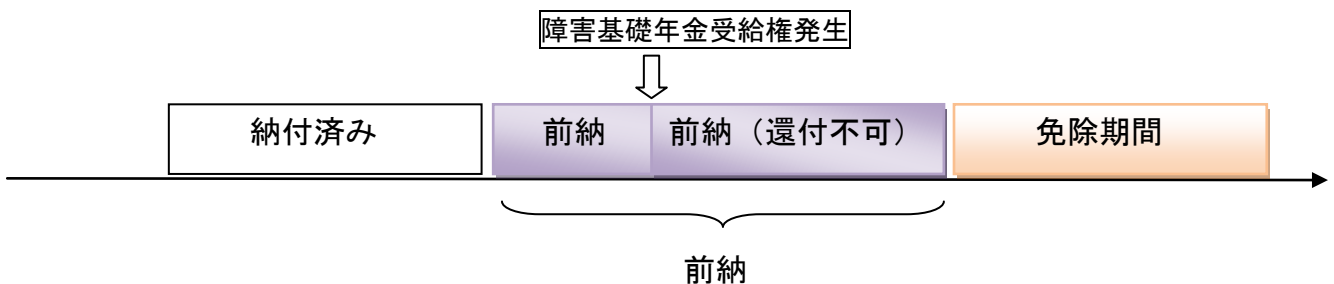
▼国民年金の保険料免除期間に係わる保険料の取扱いの改善（法 89 条 1 項）
平成 26 年 4 月 1 日施行

(1) 保険料を前納した後に免除に該当した場合

(背景)

障害基礎年金の受給権が発生したら、法定免除に該当し保険料が免除されます。
しかし、下記のように、既に保険料の前納を済ませた後で、障害基礎年金の受給権が発生した場合、還付出来ずに、不利益が生じていました。

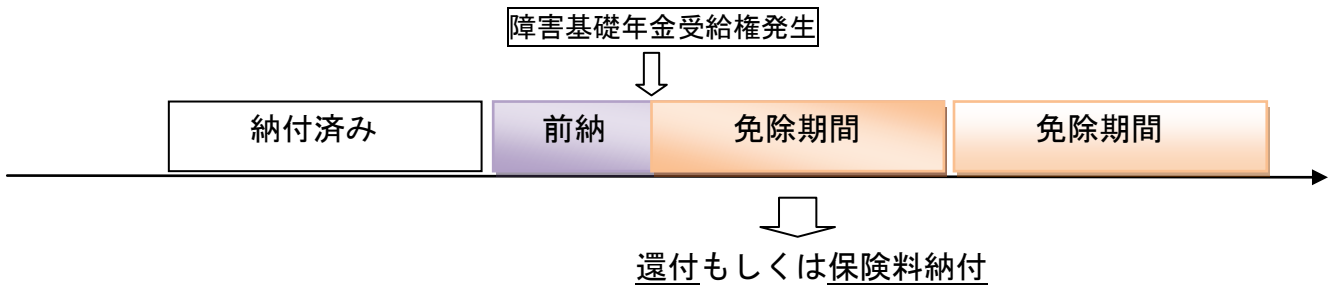
つまり、前納分として処理され、前納の期間が過ぎた後にようやく免除期間ということです。
(前納分なので、年金の額には反映されます。)



(改正後)

保険料を前納した後に、法定免除に該当した場合

⇒ 法定免除に属する月以降は、保険料納付済み期間にするか、還付するかの選択が可能に。



■ (条文…89 条 1 項)

『被保険者（第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第 93 条第 1 項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。』

⇒ 『及び第 93 条第 1 項の規定により前納されたもの』の部分が削除されています。

(2) 遡及して法定免除となった場合（過去に遡って障害基礎年金を受給した場合等）

（改正前）

⇒その期間分として免除該当後に納付されていた保険料は必ず還付になっていた

（改正後）

⇒本人が特に希望する場合にはその期間を「保険料納付済期間」として取り扱うことも可能に。

(3) 法定免除該当の場合の保険料納付又は前納が可能に（法 89 条第 2 項）（新設）

（背景）

☑例えば、障害の状態が軽減し障害基礎年金の受給権が消滅した場合には、法定免除期間（国庫負担分のみ老齢基礎年金の額に反映）の影響で老齢基礎年金の年金額^{注①}が満額受給できる可能性がなくなります。

☑ [注① 老齢基礎年金の年金額]

⇒障害基礎年金は、老齢基礎年金の満額（780,900 円×改定率）が支給されます。

（1 級の場合は、780,900 円×改定率×125/100）

■ （条文…法 89 条第 2 項）

『法定免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であった者から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があったときは、当該申出のあった期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。』

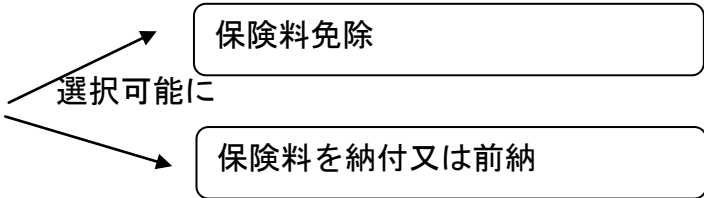
（改正前）

法定免除に該当

⇒ 「保険料が免除」という選択肢のみ

（改正後）

法定免除に該当



↓
将来の老齢基礎年金の満額を受給できるように改正

▼保険料免除の遡及適用 (厚生労働省告示 91 号)

11

平成 26 年 4 月 1 日施行

(背景)

保険料免除期間の保険料を遡及して支払う期間が短いため、将来受給する老齢基礎年金の額が減ってしまう可能性があった。

(改正前)

⇒申請免除等^{注①}を遡及して申請できる期間

⇒直近の 7 月まで (学生納付特例は直近の 4 月)

☑ [注① 申請免除等]

⇒保険料 4 分の 3 免除、保険料半額免除、保険料 4 分の 1 免除、学生納付特例、若年者納付猶予

(改正後)

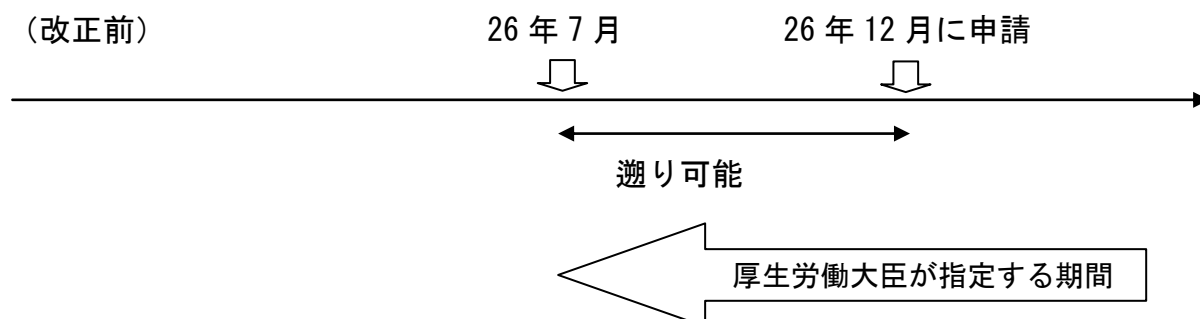
⇒申請のあった日の属する月の 2 年 2 月前の月から当該申請のあった日の属する年の翌月 6 月までの期間の内、必要と認める期間

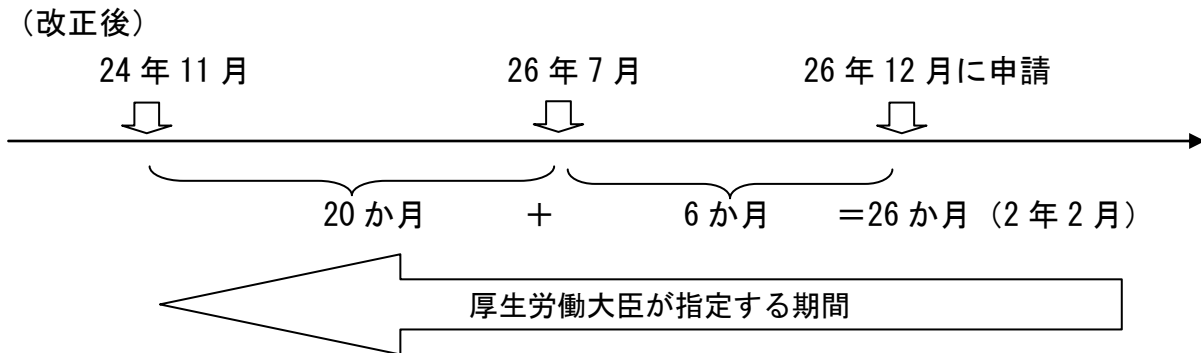
つまり、改正前は短い期間でしか遡及適用できなかったが、改正後は、保険料の徴収が時効により消滅していなければ、最長 2 年 2 月まで遡及適用になりました。

■ (条文…平成 26. 3. 31 厚労告 191 号)

『申請のあった日の属する月の 2 年 2 月 (保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から 2 年を経過したものを除く) 前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年 6 月 (当該申請のあった日の属する月から 1 月から 6 月までである場合にあっては、当該申請のあった日の属する年の 6 月) までの期間のうち必要と認める期間

(改正前)





☑上記の改正に伴い、所得要件の期間が

『前年の所得』⇒『当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得』に改正

■ (条文…法 90 条 1 項第 1、3、4 号)

『当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得』(1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。)がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。』

▼未支給年金の請求者の拡大 (法 19 条)

平成 26 年 4 月 1 日施行

☑未支給年金の請求範囲が、

(改正前) 生計を同じくする 2 親等以内の親族

(改正後) 生計を同じくする 3 親等以内の親族

具体的には⇒甥、姪、子の配偶者、おじ、おばに拡大

(いとは 4 親等のため含まれない。)

■ (条文…法 19 条)

『年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。』

**▼国民年金任意加入被保険者の保険料未納期間の合算対象期間への算入（法附則7条1項）
（26年4月1日施行）**

13

（背景）

任意加入の手続きをしたが、結果的に保険料を納付しないままだと未納期間になっていた。
⇒無年金者の救済という観点から新設

（改正前）

任意加入の手続きを行っても保険料を納付期限までに納付しなければ、未納期間となります。

（改正後）

合算対象期間として、資格期間の25年に算入することが平成26年4月から可能に。

対象となる任意加入未納期間

①昭和61年4月1日以前の国民年金の任意加入被保険者で保険料を納付しなかった期間

②20歳以上の学生で任意加入をしたが保険料の納付を行わなかった期間

（昭和36年4月1日から平成3年3月31日までの期間）

③昭和61年4月1日以後の海外居住者で任意加入をしたが保険料を納付しなかった期間

◆付加保険料^{注①}の納付期間延長

平成26年4月1日施行

（背景）

今までは、付加保険料を納付期限（翌月末日）までに納付しなかった場合
⇒「加入辞退」とみなされ、その後の納付は不可という厳しい条件

（改正後）

⇒過去2年分までは納付が可能。

つまり、国民年金保険料と同様に時効は2年間に改正

[注① 付加保険料]

⇒国民年金の保険料にプラスして付加保険料（1ヶ月400円）を納付することにより、
老齢基礎年金に加えて1か月納付につき200円の付加年金を受け取ることが可能。

■ (条文…法 87 条の 2, 4 項)

『第 1 項の規定により保険料（付加保険料）を納付する者となったものが、~~同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となった日に、前項の申出をしたものとみなす。~~』

◆ 『、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に』
が削除された。

▼第3号被保険者の不整合問題（法附則9条4の2～9条4の6）

平成25年7月1日施行

（背景）

サラリーマンである第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満の者）は、国民年金の第3号被保険者となります。

例えば、夫が退職などで、第3号被保険者の資格を喪失した場合、第1号被保険者となり、その届出は本人が行うように義務付けられています。

ところが、その届出が行われなかったため、第3号被保険者のままの年金記録である者が相当数あることが判明したのが「第3号不整合記録問題」ということになります。

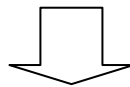
夫

サラリーマン 第2号被保険者	無職 第1号被保険者	サラリーマン 第2号被保険者
-------------------	---------------	-------------------

妻（本来の姿）

種別変更の届け出

サラリーマンの被扶養配偶者 第3号被保険者	無職 第1号被保険者	サラリーマンの被扶養配偶者 第3号被保険者
--------------------------	---------------	--------------------------

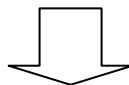


妻（第3号被保険者の不整合期間）

届け出漏れ

サラリーマンの被扶養配偶者 第3号被保険者	第3号被保険者のまま記録	サラリーマンの被扶養配偶者 第3号被保険者
--------------------------	--------------	--------------------------

不整合期間



年金の記録上は年金を納付した形になっているが、
実際は、年金を納めていない

現状	年金記録上
第1号被保険者	第3号被保険者
保険料滞納期間	保険料納付済期間

(対策)

本来ならば、記録を訂正し年金額を再計算して年金の額を減額するところを

⇒この期間を「不整合期間^{注①}」として、下記の手順で対応します。

☑ [注① 不整合期間]

⇒昭和61年4月から平成25年6月までの間にある第3号被保険者期間のうち、第1号被保険者期間として記録の訂正がなされた期間

対策①・・・時効消滅不整合期間（平成25年7月1日施行）

「不整合期間」のうち時効により保険料を納付できない期間（時効は2年間）

「時効消滅不整合期間」として



「学生納付特例」と同様の扱いに

つまり「合算対象期間」（年金額には反映されないが受給資格期間には算入される期間）として取扱うこととする規定を設け、無年金となることを防止。

⇒時効のため本来ならば未納となる不整合期間を合算対象期間として扱う。

■ （対策①の条文…法附則9条の4の2、1項）

『①被保険者又は被保険者であった者は、第3号被保険者としての被保険者期間（昭和61年4月から平成25年6月までの間にある保険料納付済期間のうち、第1号被保険者としての被保険者期間として記録した事項の訂正がなされた期間（「不整合期間」）であって、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているもの（「時効消滅不整合期間」）について、厚生労働大臣に届出をすることができる。

②届出が行われたときは、当該届出に係る「時効消滅不整合期間」（「特定期間」）については、当該届出が行われた日以後、学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなす。』

対策②・・・特定保険料の納付（法9条の4の3）

②（平成27年4月1日施行）

過去10年間の不整合の期間の「特例追納」を可能とし、年金額を回復する機会を提供
（平成27年4月から3年間の時限措置）

■対策②の条文

『平成27年4月1日から起算して3年を経過する日^{注①}（「特定保険料納付期限日」）までの間において、被保険者又は被保険者であった者（特定期間を有する者に限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であって、その者が50歳以上60歳未満であった期間（その者が60歳未満である場合、承認の日の属する月前10年以内の期間）の各月につき、特定保険料を納付（特定追納）することができる。』

⇒さらに50歳から60歳の10年に限り、後納制度と同様の救済的納付を可能にしています。

☑ [平成27年4月1日から起算して3年を経過する日

⇒平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間

対策③・・・特定受給者の老齢基礎年金等の特例（附則第9条の4の4）

⇒平成25年7月1日において時効消滅不整合期間となった期間が第3号被保険者期間であるものとして老齢基礎年金等を受給している者（以下「特定受給者」という。）については、平成30年3月までの間、当該時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とみなすものとする。

⇒つまり、既に老齢基礎年金等の受給者は、時効消滅不整合期間を「保険料納付済期間」とみなします。相当受給権者には、緩い規定です。

対策④・・・平成30年4月以後の特定受給者の老齢基礎年金の額（附則第9条の4の5）

⇒特定受給者に支給する平成30年4月以後の月分の老齢基礎年金の額については、訂正後年金額が減額下限額（不整合期間を保険料納付済期間とみなして国民年金法第27条の規定等に基づき計算される老齢基礎年金の額の100分の90）に相当する額をいう。）に満たないときは、減額下限額とするものとする。

●特例追納をした特定受給者

⇒平成30年4月から年金額を改定

つまり、特例納分が年金額に反映

●特例追納をしない特定受給者

⇒平成 30 年 4 月より年金額が減額。ただし、対策④のように

訂正後年金額 < 訂正前年金額 × 90/100 ⇒ 訂正前年金額 × 90/100 (減額下限額)

対策⑤・・・不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例 (附則第 9 条の 4 の 6)

⇒平成 25 年 7 月 1 日において不整合期間であった期間が第 3 号被保険者期間であるものとして障害基礎年金又は遺族基礎年金等を受給している者について

⇒当該不整合期間を「保険料納付済期間」とみなすものとします。

☑時効消滅不整合期間についての届出

⇒氏名、性別、生年月日、住所、基礎年金番号、時効消滅不整合期間等を記載した届書に、国民年金手帳等を添えて、日本年金機構に提出することにより行います。

▼資料の提供等…共済組合等又は健康保険組合に対する資料の提供請求

平成 25 年 7 月 1 日施行

(背景)

過去の不整合記録を是正する観点から、厚生労働大臣は、共済組合等及び健康保険組合に対して、その組合員等の氏名、住所等の事項の閲覧、資料の提供が可能に。

■(条文…法 108 条 1 項)

『厚生労働大臣は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署、共済組合等又は健康保険組合に対し、被保険者又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは健康保険若しくは国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。』

■(条文…法 108 条の 2 の 2 新設)

『共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者が第 2 号被保険者でなくなったことに関して必要な情報の提供を行うものとする。』

◆所在不明高齢者に係る届出義務化（法 105 条の 3 項）

平成 26 年 4 月 1 日施行

（背景）

従来、年金受給者が所在不明になった場合、同居の世帯員等にその届け出る義務なく、所在不明であるにもかかわらず、年金が支給されていた。

（改正後）

年金受給者の所在が明らかでない場合

⇒同居の親族等に対して、所在不明である旨の届け出が義務化。

所在不明が明らかになった場合⇒年金の支給が「一時差し止め」に

■（条文…法 105 条の 3 項）

『受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者』は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。』

『又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者』が追加されました。則 23 条

⇒老齢基礎年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、受給権者の所在が「1 か月以上」明らかでない場合

⇒「速やか」に届出

まとめ

平成 26 年度の法改正は年金関係は目白押しです。

まずは、全体像を把握するのが大切です。

次回は厚生年金保険法です。